

就学奨励費取扱規則

(趣旨)

第1条 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及び法の趣旨に基づいて県が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の取扱いについては、関係法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）
- (4) 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
- (5) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「国要綱」という。）
- (6) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成29年4月3日付け29文科初第677号。以下「算定要領」という。）
- (7) 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

(交付の目的)

第3条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について、県がその経費の全部又は一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(法の規定に基づく就学奨励費に係る事業及び負担率)

第4条 県は、法第2条第1項の規定に基づいて、特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、国要綱別記1の負担対象経費の欄に定める経費についてその全部又は一部を支弁する。

2 負担対象経費の範囲及び負担対象額は、国要綱別記1の負担対象経費の範囲の欄及び負担対象額の欄に定めるとおりとする。

(法の趣旨に基づく就学奨励費に係る事業及び補助率)

第5条 県は、法第2条第1項の趣旨に基づいて、特別支援学校に就学する児童等の保護者等に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、別表及び国要綱別記2の補助対象経費の欄に定める経費についてその全部又は一部を予算の範囲内で支弁する。

2 補助対象経費の範囲及び補助対象額は、別表及び国要綱別記2の補助対象経費の範囲の欄及び補助対象額の欄に定めるとおりとする。

(申請手続)

第6条 特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、県が別に通知する期日までに、収入額・需要額調書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、その児童等の就学する特別支援学校の校長を経由し、県に提出しなければならない。

(1) 保護者等が属する同一生計世帯の世帯員全員の収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書(様式第2号又はこれに準ずるもの)

(2) その他校長が必要と認める書類

2 特別支援学校に就学する児童等の保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である場合は、前項第1号の書類に代えて、要保護者であることを証明する書類を提出するものとする。

3 第1項第1号の書類及び前項の書類に係る個人番号利用事務の取扱いに関し必要な事項は、県が別に定める。

(支弁区分決定の通知)

第7条 校長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、収入額・需要額調書の記載内容、証明書の添付等を確認するとともに、需要額の測定を行い、速やかに県に提出するものとする。

2 県は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、算定要領の定めるところにより支弁区分を決定し、校長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた校長は、速やかに保護者等に通知しなければならない。

(申請の辞退等)

第8条 特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、就学奨励費の全部の支給を辞退するときは、第6条第1項の書類に代えて、就学奨励費辞退届(様式第3号)を提出することができる。

2 特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、就学奨励費の一部の支給を辞退するときは、第6条第1項第1号の書類に代えて、申立書(様式第4号)を提出することができる。

3 前項の提出を受けた校長は、算定要領の定めるところにより支弁区分を決定し、保護者等に通知するものとする。

(就学奨励費の支給)

- 第9条 就学奨励費の交付を受けた校長は、これを保護者等に支給しなければならない。
ただし、保護者等に支給するため特別の経費を必要とすること、保護者等が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがあること等により、児童等に支給することが適当であるときは、児童等に支給することを妨げない。
- 2 校長は、金銭をもって就学奨励費を支給しなければならない。ただし、保護者等が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがあるときは、現物をもって支給することができる。
- 3 保護者等は、前項の規定により現物をもって支給を受ける場合は、委任状(様式第5号)を校長に提出するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の就学奨励費取扱規則の規定により交付した就学奨励費については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助対象経費の範囲	補助対象額
給食費	給食費(特別支援学校で提供する給食であって、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)第5条第2項に定める学校給食費に該当しないものに限る。)の額とする。	令第2条第1号に掲げる区分に該当する者については、補助対象経費の範囲の欄に定める給食費の全額とし、同条第2号に掲げる区分に該当する者については、当該経費の半額とする。